

# Agora サービス利用規約

この規約(以下、「本規約」という)は、株式会社ブイキューブ(以下、「当社」という)が、Agora, Inc. (以下、「Agora 社」という)の日本総代理店として提供する Agora のソフトウェア開発キット(以下、「本 SDK」という)およびその関連機能(以下、当社が提供する Agora サービスを総称し「本サービス」という)の利用条件を定めるものです。本サービスを利用する者(以下、開発の委託先を含め「開発者」という)は本規約に同意するものとします。

## 第1条 本サービス

- 1. 当社は、本サービスにおいて、映像や音声通信によるリアルタイムコミュニケーション機能を実装するための本 SDK および関連するオプション機能を提供します。
- 2. 本サービスのプラン、契約期間、料金等の詳細については、個別の注文書等(以下、「個別契約」という)で定めるものとします。
- 3. 当社は、個別契約に基づき、非独占的、取消し可能、譲渡不可、サブライセンス不可である本サービスの利用許諾(以下「本利用許諾」という)を開発者に付与します。開発者は、本規約を遵守することを条件に、本サービスを利用したソフトウェアやアプリケーション等(以下、「開発対象物」という)を一般の利用者(以下、「エンドユーザー」という)に対し提供することができます。

# 第2条 本規約

- 1. 本規約は、本サービスに関する当社と開発者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスの利用に関わる一切に適用されます。
- 2. 開発者は、常に本規約の最新の内容が適用されることを了承し、その内容を遵守するものとします。
- 3. 本規約と個別契約の定めが異なる場合には、個別契約の内容が優先して適用されます。
- 4. 本規約は民法第 548 条の 2 が定める定型約款に該当します。当社は本サービスの提供に必要な範囲において本規約を変更する場合があり、当社ウェブサイト(https://jp.vcube.com/terms) に変更後の規約とその効力発生日を掲載し周知します。

#### 第3条 原規約

- 1. 開発者は、Agora 社が定める「Agora Terms of Service」(https://www.agora.io/en/terms-of-service/および Agora 社のウェブサイト (https://www.agora.io/en/) で公開される各種ガイドライン、プライバシーポリシー等を確認し、その最新の内容を承諾するものとします(以下、総称して「原規約」という)。
- 2. 原規約は予告なく変更される場合があり、開発者は、自己の責任において Agora 社のウェブサイトにて当該変更を確認するものとします。
- 3. 本規約と原規約の取り決めが異なるときは、本規約が優先して適用されます。

## 第4条 第三者サービス

本サービスには、第三者ベンダが提供するサービスと連携するように設計された機能または第三者ベンダが提供元となるオプション(以下、「他社サービス」という)が含まれる場合があります。開発者は、他社サービスの利用については提供元の利用条件に従うものとします。

#### 第5条 申込み

- 1. 個別契約は、開発者が当社に所定の発注書を提出し、当社が所定の審査の上、当該申込みを承諾したときに成立します。
- 2. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 虚偽の事実を申告したとき



- (2) 本サービスの提供が困難であると判断したとき
- (3) 本規約に違反があるときまたは違反のおそれがあるとき
- (4) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
- (5) 信用状況に問題があると判断したとき
- (6) その他当社が不適格と判断したとき
- 3. 本サービスを一定期間分購入される場合、原則として途中解約およびご返金はできません。

#### 第6条 更新および解約

- 1. 契約期間が1年単位の個別契約は、次項に定める解約手続きをしない限り、契約期間満了日の翌日付をもって同条件にて自動的に更新されるものとし、以降も同様とします(年間契約ではないスポット契約は含まれません)。
- 2. 個別契約を解約するときは、契約期間満了日の40日前までに当社に書面で通知をし、所定の解約届を提出するものとします。
- 3. 前項の期間内に解約手続きがなく契約更新されたときは、更新後のキャンセル、プランダウン、オプションの廃止をすることはできません。開発者の確認不足・解約手続き忘れ等により契約更新された場合であっても、当該キャンセル等には応じられません。

## 第7条 契約変更

- 1. 契約期間中の変更は、プランアップまたはオプションの追加のみとなります。追加を希望する場合は、追加希望日(毎月1日)の8営業日前までに当社にその旨を通知し所定の変更届を提出するものとします。
- 2. 次回の契約更新時にプラン変更またはオプション廃止をご希望される場合は、契約期間満了日の40日前までに当社に通知し所定の書面を提出するものとします。

#### 第8条 アカウント

- 1. 開発者は、本サービスにおける自己のアカウント情報を適切に管理するものとし、これを第三者に使用させてはなりません。
- 2. アカウントが不正使用されているまたは不正使用される恐れがある場合には、開発者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 3. アカウント情報と一致して本サービスにログインされた場合には、開発者自身による利用があったものと みなされ、アカウントの管理不備に伴い生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

## 第9条 カスタマーサポート

- 1. 開発者は、契約プランに応じて、当社が提供するカスタマーサポートを利用することができます。提供されるサポート内容は契約内容により異なります。
- 2. カスタマーサポートを利用する場合は、当社のサポートページより連絡するものとします。当社からの回答は、原因の特定や問題事象の解決をお約束するものではありません。

# 第10条 開発対象物

- 1. 開発者は、開発対象物について、以下のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
  - (1) 法律または公序良俗に違反する内容の製品を制作、公開、頒布する行為
  - (2) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
  - (3) 第三者を差別、誹謗中傷もしくは名誉毀損する行為
  - (4) 第三者の個人情報、プライバシーを侵害する行為
  - (5) 詐欺的、虚偽的な情報等を発信する行為
  - (6) 犯罪行為に結びつく行為、または犯罪行為を誘発する情報等を発信する行為
- 2. 当社は、開発対象物が本条の禁止行為に抵触していることを発見した場合、開発者に対し、合理的に必要な範囲で開発対象物の是正を求めることができ、開発者は当該要請に速やかに応じるものとします。



3. 開発者は、エンドユーザーの環境によっては、本サービスの全部または一部の機能が利用できない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

#### 第11条 禁止行為

- 1. 開発者は、本サービス利用において、以下の行為またはその恐れがある行為をしてはなりません。
  - (1) 本サービスのシステム等に過度な負荷をかける行為
  - (2) 本サービスのシステム等への不正アクセス行為
  - (3) 本サービスの制限を回避するなどの不正利用行為
  - (4) 本サービスのソフトウェアを複製、改変する行為
  - (5) リバースエンジニアリング等のソースコード解析行為
  - (6) 本サービスを利用許諾の範囲を超えて利用する行為
  - (7) 本サービスを不正な目的で使用する行為
  - (8) 本サービスの著作権その他の権利表示を除去または変更する行為
  - (9) 当社または第三者の権利を侵害する行為
  - (10) 犯罪行為およびこれに関連する行為
  - (11) 法令または公序良俗に違反する行為
  - (12) 本規約または原規約に違反する行為
  - (13) その他、当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

## 第12条 提供の中断

- 1. 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合、本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。なお、本条に基づく提供の中断については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
  - (1) 本サービスの保守またはアップデートを行う場合
  - (2) 本サービスのシステム等に障害等が発生した場合
  - (3) 本サービスに対するサイバー攻撃等が発生した場合
  - (4) インターネット回線の障害が発生した場合
  - (5) 関連する他社サービスの不具合や障害が発生した場合
  - (6) 開発者が前条の禁止事項に違反し、是正勧告後も当該違反状態が解消されない場合
  - (7) その他、当社が合理的な理由で中断が必要と判断した場合
- 2. 前項により本サービスの提供を中断する場合、当社は、予めその理由および中断期間を開発者に通知する よう努めるものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではなく、事後できる限り速や かに通知するよう努めるものとします。

#### 第13条 免責

- 1. 本サービスは Agora 社より現状有姿にて提供されます。当社は、本サービスに関して、完全性、正確性、確実性、安全性、信頼性、有効性、特定目的への適合性等いかなる保証もいたしません。
- 2. 本サービスは、事前の予告なくアップデートや仕様変更、機能の追加・廃止が行われる場合があり、その 結果として開発者または第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 本サービスのサーバ、システム、データセンター等に過負荷や障害等が発生した場合、一時的な中断、利用制限または遅延が生じる可能性があることを開発者はあらかじめ了承するものとします。
- 4. 開発者またはエンドユーザーの環境(端末、機材、OS、ブラウザ、インターネット回線等)によっては、 本サービスは正常に動作しない場合があります。
- 5. 開発者は、自己の責任において本サービスを使用するものとし、本サービスの使用により得られた結果について、単独で責任を負うものとします。
- 6. 開発者は、本サービスの使用に関連して開発者と第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。



## 第14条 料金

- 1. 開発者は、本サービスの料金およびその他費用を、個別契約に定める条件に従って当社に支払うものとします。なお、支払手数料は開発者の負担とします。
- 2. 料金または他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、開発者は、未払金額について 支払期日の翌日から完済の日まで、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 3. 本サービスは従量課金制のため、月々の利用時間に応じた利用料が発生します。利用時間は原則として 1,000 分単位で切り上げ計算しての請求となります。
- 4. 当社が受領した料金は、本規約または個別契約に明示的に定める場合を除いて返金いたしません。
- 5. 当社および Agora 社は、本サービスに関する料金を随時改定することができるものとします。

#### 第15条 変更の届出

- 1. 開発者は、以下のいずれかに該当する場合、当社に対して遅滞なく変更の届出を行うものとします。
  - (1) 住所または所在地を変更しようとするとき
  - (2) 商号または屋号を変更しようとするとき
  - (3) 代表者または事業主を変更しようとするとき
  - (4) 担当者またはオーナーを変更しようとするとき
  - (5) 連絡先の電話番号またはメールアドレスを変更しようとするとき
  - (6) 決済方法や決済に必要な情報を変更しようとするとき
- 2. 変更の届出にあたり当社が開発者に対し必要書類の提出を求める場合、開発者は、すみやかに当該書類を当社に提出するものとします。
- 3. 変更の届出または変更手続きを遅滞なく行わなかったことにより生じた損害について、当社は一切の責任 を負いません。

## 第16条 権利帰属

- 1. 本サービスに係る著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む、以下同じ)、特許権、実用新案権、 意匠権、商標権その他の権利(以下、総称して「知的財産権」という)は、すべて当社もしくはAgora社ま たはAgora社と提携する第三者(以下、「権利許諾者」という)に帰属します。
- 2. 個別契約に基づく利用許諾は、当社もしくは Agora 社または権利許諾者の知的財産権の移転または使用許諾を意味するものではなく、開発者は、その権利を侵害する恐れのある行為をしてはなりません。
- 3. 開発対象物の知的財産権は開発者に帰属します。ただし、本サービスに係る知的財産権は、当社もしくは Agora 社または権利許諾者に留保されるとともに、開発対象物を使用・収益する場合に必要な範囲において、開発者に利用の許諾がなされたものとします。
- 4. 開発者が本サービス上で提供、送信、表示した、自己のコンテンツ、データ、プログラム(以下、「開発者データ」という)の知的財産権は開発者に帰属します。

#### 第17条 ロゴの使用

当社は、本サービス提供の実績を自己のウェブサイト等で公開するため、開発者の名称・ロゴを使用する場合があります。ただし、事前に開発者より使用不可の申し出があった場合にはこの限りではありません。また使用に関しては、開発者の使用条件に従うものとし、使用取り止めの要請があった場合にはただちに使用を中止するものとします。

#### 第18条 個人情報の取扱い

当社は、当社が定める「個人情報保護方針」(https://jp.vcube.com/privacy) および「情報セキュリティ基本方針の規定 (https://jp.vcube.com/isms/security)」に則り、個人情報を適切に取扱います。



#### 第19条 秘密保持

- 1. 当社および開発者は、個別契約に関連し知り得た相手方の技術上および営業上、またはその他業務上の一切の情報および開発者データ(以下、「秘密情報」という)を厳密に保持し、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします(以下、秘密情報の開示者を「開示者」、受領者を「受領者」という)。
- 2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については秘密情報として取扱わないものとします。
  - (1) 開示時にすでに公知であった情報
  - (2) 開示時にすでに受領者が保有していた情報
  - (3) 開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
  - (4) 開示を受けた後、受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
  - (6) 開示者より守秘義務の必要なき旨の通知を得た情報
  - (7) 次条に規定する当社が作成した統計データの情報
- 3. 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、個別契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとします。
- 4. 第1項にかかわらず、当社は Agora 社および本サービスの提携先に対して、業務上必要な範囲に限り、秘密情報を開示できるものとします。その場合、当社は当該開示先に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 5. 第1項にかかわらず、受領者は、法令上開示が必要とされる場合、または秘密情報を知得することが合理 的に必要とされる関連専門家(弁護士、公認会計士等、法令上秘密保持義務を負う者)に対し、秘密情報 を開示できるものとします。
- 6. 受領者は、開示者から要求があったときまたは個別契約が終了したときは、開示者の指示に従って速やか に秘密情報を返還または安全確実な方法での破棄もしくはデータ消去をするものとします(法令上保存義 務のある情報を除く)。また開示者から要求があった場合は、その事実を証明する書面を交付するものと します。
- 7. 受領者は、秘密情報に関する紛失、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにその旨を開示者に報告し、開示者の指示に従って迅速に応急措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故および応急措置の報告ならびに事故再発防止策を書面により開示者に提出するものとします。
- 8. 本条の規定は、個別契約終了後も引き続き効力を有するものとします。

#### 第20条 統計情報の活用

- 1. 当社は、特定の個人または法人が識別されない態様で本サービスに関連したデータを集積し、それを統計化した情報(以下、「統計データ」という)の作成を行う場合があります。
- 2. 当社が作成した統計データに関する著作権、その他の権利は当社に帰属するものとします。
- 3. 当社は、本サービスの改善や品質の向上を図る目的、または当社のサービスに関する営業活動の目的のために統計データを活用し第三者に開示できるものとします。

#### 第21条 契約の解除

- 1. 当社または開発者は、相手方が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なく個別契約を解除できるものとし、解除された相手方は当然に期限の利益を失うものとします。
  - (1) 本規約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもかかる違反状態が解消されない場合
  - (2) 期限内に債務を履行せず、相当の期間を定めてその履行を催告しても履行がなされない場合
  - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てがなされた場合
  - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受け、または自ら申し立てた場合
  - (5) 手形、小切手を不渡りにする等、支払停止状態に陥った場合
  - (6) 公租公課の滞納処分等を受けた場合



- (7) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
- (8) 長期間連絡がとれないまたは所在不明になった場合
- (9) 契約を継続し難い著しい信用不安または重大な背信行為が認められる場合
- 2. 前項により個別契約が解除された場合、当該解除を受けた当事者(以下、「被解除者」という)が、解除した当事者(以下、「解除者」という)に対し個別契約に基づく金銭債務を負っているときは、被解除者は解除者に対し、ただちにこれを弁済するものとします。
- 3. 第1項により個別契約が解除された場合、解除者は被解除者に生じた損害の賠償責任を負わず、また被解 除者に対して損害賠償を請求できるものとします。

#### 第22条 権利義務の譲渡禁止

- 1. 開発者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、個別契約に基づく地位、権利または義務を、第 三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。
- 2. 本サービスのラインセンス使用の権限は、開発者本人に認められたものであり、譲渡も移転もできません。

#### 第23条 不可抗力

天災事変、火災、テロ、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、 輸送機関の事故、感染症の蔓延などの不可抗力、その他当社の責めに帰し得ない事由により、本サービス の全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合、当社はその責任を負いません。

# 第24条 損害賠償

- 1. 当社および開発者は、本規約に違反しまたは自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に発生した通常の損害(特別損害および逸失利益を含まない)に限り、賠償する責を負うものとします。ただし、当該賠償金額の総額は、請求の原因となる事象の発生より過去12か月において、開発者が本サービスの料金として当社に支払った金額を上限とします。
- 2. 前項にかかわらず、開発者は、原規約において Agora 社が免責を受ける範囲において、同様に当社を免責 するものとします。

## 第25条 反社会的勢力の排除

- 1. 当社および開発者は、自己またはその役員および実質上経営に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という)に該当せず、現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
- 2. 当社または開発者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの通知または催告を要せず、個別契約の全部または一部について当然に期限の利益を失わせ履行を停止し、または解除できるものとします。
- 3. 前項により個別契約が解除された場合、解除者は被解除者に生じた損害の賠償責任を負わず、また被解除者に対して損害賠償を請求できるものとします。

### 第26条 紛争解決

- 1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
- 2. 本規約は、日本法に準拠するものとし、本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

最終改定日:2025年2月1日